

伊佐市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月28日（水）午前9時00分から9時54分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室

3. 出席委員 (24人)

会長 13番委員

委員

農業委員

1番委員 7番委員
2番委員 9番委員
3番委員 10番委員
4番委員 11番委員
5番委員 12番委員
6番委員

農地利用最適化推進委員

1番推進委員 9番推進委員
2番推進委員 10番推進委員
3番推進委員 11番推進委員
5番推進委員 13番推進委員
6番推進委員 14番推進委員
7番推進委員 15番推進委員

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1番委員 12番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）
申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長

農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

議長 皆様おはようございます。年金の推進はご苦労様でございました。大分成果が上がっているように聞いておりますが、この年金制度は非常にいい制度です。農業会議でも、ラジオで推進しておりますので何かの折に皆様からも推進くださいますようお願ひいたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。1番農業委員と12番農業委員にお願いいたします。皆様にお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。

只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから6ページで農業経営基盤強化促進法による解約が22件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借について説明いたします。14ページの総括表をご覧ください。期

		間は3年から10年で面積は115,319m ² で利用権を設定する者の数が34人、設定を受ける者の数は17人です。土地の詳細につきましては、資料7ページから13ページ、番号1番から35番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長		事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長		なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議長		賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。
		—————議案第2号—————
議長		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。審議に入る前に事務局から報告がございます。
事務局		整理番号8番の譲受人 株式会社Fについてご説明いたします。法人形態は株式会社であり、定款に株式譲渡について株主総会においての議決事項を定めております。 事業は、農畜産物の生産と運搬・加工・販売、農作業の請負でその売上高は過半を超えており事業要件を満たしております。 事業に従事する構成員の年間労働日数は250日で、かつ法人の総議決権の過半数を超えており要件を満たしております。 農業及び関連事業の常時従事者は代表取締役であり、役員要件を満たしております。 経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。
議長		整理番号1番から14番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号1番について、2番農

		業委員の報告を求めます。
2 番 農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る2月22日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 KTさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は69歳です。 渡し人 KKさんは、霧島市国分川内に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノ口 2424番ほか3筆、地目は全て田、地積は4筆合計で6,295m ² の所有移転贈与になります。 農業従事者は3名、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付しております。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしますと、私の報告を終わりります。
議長		整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 番 農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る2月24日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。 申請人 KMさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は52歳です。 渡し人 OYさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は71歳です。 申請地は、伊佐市大口小木原字新床原 1126番2、地目は田、地積は222m ² の所有移転売買になります。 農業従事者は2名、通作距離は約100mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付しております。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしますと、私の報告を終わります。
議長		整理番号3番、4番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 番 農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る2月19日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。 申請人 TKさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は78歳です。

渡し人 IHさんは、大阪府東大阪市瓢箪山町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大島字八反田 66 番、地目は田、地積は 600 m²の所有移転売買になります。

農業従事者は 2 名で、通作距離は約 500m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

続きまして、整理番号 4 番につきまして、去る 2 月 19 日に現地調査を行いましたので、4 番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は 72 歳です。

渡し人 IHさんは、大阪府東大阪市瓢箪山町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大島字火ノ島 796 番 1、地目は畠、地積は 385 m² の所有移転売買になります。

農業従事者は 4 名で、通作距離は約 5 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わりります。

議長 整理番号 5 番について、1 番農業委員の報告を求めます。

1 番 農業委員 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 5 番につきまして、去る 2 月 22 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。

申請人 AKさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は 69 歳です。

渡し人 ISさんは、鹿児島市鴨池新町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口目丸字大牟田 1080 番 5、地目は田、地積は 800 m² の所有権移転贈与になります。

農業従事者は 2 名で、通作距離は約 1 km 以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わります。

議長	整理番号6番について、7番農業委員の報告を求めます。
7番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る2月23日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。</p> <p>申請人 KSさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は65歳です。</p> <p>渡し人 WKさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は60歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田 2434番で、地目は田、地積は853m²の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしますと、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号7番について、5番農業委員の報告を求めます。
5番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る2月22日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。</p> <p>申請人 HYさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は60歳です。</p> <p>渡し人 TYさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は76歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字川除 1173番2ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で3,418m²の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約4kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしますと、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号8番について、2番農業委員の報告を求めます。
2番農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る2月22日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人 株式会社Fは、伊佐市菱刈南浦に所在のある農地所有適格法人です。

渡し人 MKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字年ノ宮 2701 番で、地目は田、地積は1,547 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る2月22日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 TMさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は80歳です。

渡し人 THさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字東原 1190 番 13 で、地目は畠、地積は424 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約400mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る2月22日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は40歳です。

渡し人 MTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字永美登利 1266 番で、地目は田、地積は2,871 m²の所有権移転贈与になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約5km以内で現況は良く管理

	された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
	以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わります。
議長	整理番号11番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る2月22日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。
	申請人 一般社団法人Hは、伊佐市大口里に所在のある一般社団法人です。
	渡し人 IAさんは、鹿児島市南林寺町に居住される市外住民です。
	申請地は、伊佐市大口大田字比良1914番2ほか1筆、地目は全て畠、地積は2筆合計で422m ² の所有権移転売買になります。
	農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。新規就農であるため営農計画書が添付されており、今回取得された農地において、主に、障がい児童の食育と教育実習及びリハビリテーション農場としての利用を計画されています。経営意欲はありますが、農機具等は現在、耕運機のみであります。
	以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいいたしまして、私の報告を終わります。
議長	整理番号12番、13番について、6番農業委員の報告を求めます。
6番農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る2月19日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。
	申請人 HYさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は44歳です。
	渡し人 KTさんは、福岡県福岡市西区大字金武に居住される市外住民です。
	申請地は、伊佐市大口鳥巣字外一町1018番2ほか3筆、地目は全て田で、地積は4筆合計で5,807m ² の所有権移転売買になります。
	農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約10km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

続きまして、整理番号13番につきまして、去る2月19日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人 HYさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は44歳です。

渡し人 SYさんは、静岡県静岡市駿河区西脇に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大島字矢芳 1129番2、地目は田で、地積は838m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約10km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします、私の報告を終わります。

議長 整理番号14番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号14番につきまして、去る2月25日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 HSさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は35歳です。

渡し人 TKさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は66歳です。

申請地は、伊佐市大口大島字樋掛 233番1ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で618m²の所有権移転贈与になります。新規就農者で営農計画書が添付されています。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約150mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から14番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から14番については許可が決定いたしました。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数14件について、14件の許可が処分決定いたしました。

―――――― 議案第3号 ―――――

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について9番農業委員の報告を求めます。

9番 農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る2月22日、申請人の代理人として申出者 T Iさんの立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口山野にお住いの E Kさんで年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字梅木3335番で、地目は田、地積は1,921m²であります。

申請地は、石井公民館から北西へ約50mに位置しており、現況は良く管理された農地です。北側は河川、南側は農道、東側は田、西側は宅地であります。編入目的は、農用地区域内に編入して農地として有効利用をしたいためのものです。用排水路関係は何も問題はありませんでした。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、現況写真等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において申請地を編入することについて問題がないと判断いたしましたが、委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

1 0 番
農業委員

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号3番につきまして、去る2月22日、申出人のSMさんの立会いのもと、8番推進委員、9番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口宮人にお住いのKAさん年齢は90歳で管理者です。

申請地は、伊佐市大口宮人字佐牟田1372番1で、地目は田、地積は6,279m²であります。

申請地は、宮人公民館から南西へ約1kmに位置しており、現況は良く管理された農地です。北側は山林、南側は田、東側は山林、西側は田であります。編入目的は、農用地区域内に編入して農地として有効利用をしたいためのものです。用排水路関係は何も問題はありませんでした。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、現況写真等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において申請地を編入することについて問題がないと判断いたしましたが、委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。

議長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。整理番号4番について9番農業委員の報告を求めます。

9番
農業委員

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号4番につきまして、去る2月22日、申出人のHHさんの立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人は、神奈川県横浜市中区立野にお住いのYKさんです。

	<p>申請地は、伊佐市大口牛尾字諏訪ノ後 1738 番で、地目は田、地積は 548 m²であります。</p> <p>申請地は、大口電子株式会社から北へ約 500m に位置しており、現況は良く管理された農地です。北側は畑及び宅地、南側は田、東側は田、西側は田及び畑であります。編入目的は、農用地区域内に編入して農地として有効利用をしたいためのものです。用排水路関係は何も問題はありませんでした。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、現況写真等が添付されております。以上のことから、この申請については 3 名の調査員の意見において申請地を編入することについて問題はないと判断いたしましたが、委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 4 番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>賛成多数。よって整理番号 4 番は、処分決定いたしました。整理番号 5 番について 1 番農業委員の報告を求めます。</p>
1 番 農業委員	<p>議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号 5 番につきまして、去る 2 月 22 日、申請人の代理人として T 行政書士の立会いのもと、2 番推進委員、3 番推進委員、私 1 番農業委員の 3 名で共同調査を行いましたので、私 1 番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口里にお住いの H T さんで年齢は 93 歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島 2435 番 3 で、地目は田、地積は 333 m²であります。</p> <p>申請地は、大口高校から北へ約 400m に位置しており、北側は宅地及び田、南側は田、東側は雑種地及び宅地、西側は田であります。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われます。除外の理由としては、現在貸家住まいであり市街地内で代替地を検討しましたが条件に合わず断念し当該申請地を購入し宅地に転用したいためであ</p>

ります。

この申請は具体的な計画があり、転用において被害防除対策が整備される予定です。また、申請地は農用地区域の周辺部であり除外による他の農地への影響もないものと思われます。除外後は第1種農地ですが、不許可の例外の集落接続施設となりますので、転用は可能であると思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において除外はやむを得ないと判断いたしましたが、委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号5番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、申請件数5件について5件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番 農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月22日、申請人の代理人であるM行政書士の立会いのもと、14番農業委員、15番推進委員、7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私7番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈田中にお住いのSTさんで年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字堀倉478番2で、地目は畠、地積は188m²です。農地区分は第1種農地ですが不許可の例外の集落接続施設となっており、転用目的は一般住宅であります。

所在地は、田中小学校から南へ約500mに位置しており、東側は宅地、北側は排水路を挟んで田、西側は原野、南側は通路を挟んで田となっており周囲に与える影響はないかと思われます。昭和63年12月より一般住宅として使用されており農地法についての理解が不十分であったため固定資産税の台帳確認したとき判明し、今回の申請に至ったとのことで始末書が添付されています。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定について、申請件数1件について1件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 ————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月22日、申請人の代理人であるKHさんの立会いのもと、1番農業委員、7番推進委員、6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里にお住いのKSさんで年齢は32歳です。

譲渡人は、伊佐市大口里にお住いのKHさんで年齢は61歳です。

本申請は、所有権移転贈与で農地区分は第1種農地でありますが不許可

		<p>の例外の集落接続施設となっており、転用目的は一般住宅であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字耳田原 1386 番 1 で、地目は田、地積は 465 m²です。</p> <p>所在地は、忠元公園から西へ約 600m に位置しており、東側は田、西側は市道、南側は田、北側は田であります。接している農地は父親名義の農地であるため周囲に与える影響はないかと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長		<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長		<p>なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長		<p>賛成多数。よって整理番号 1 番は、処分決定いたしました。整理番号 2 番について、5 番農業委員の報告を求めます。</p>
5 番 農業委員		<p>議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 2 番について、去る 2 月 22 日、申請人の代理人である M 行政書士の立会いのもと、11 番農業委員、13 番推進委員、私 5 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、5 番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈川南にお住いの HS さんで年齢は 33 歳です。</p> <p>譲渡人は、埼玉県児玉郡上里町大字七本木にお住いの DM さんで市外住民です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で農地区分は第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的はカヌー置場・駐車場及び旋回スペースであります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川南字頭山 136 番 1 で、地目は畠、地積は 941 m²です。</p> <p>所在地は、川内川河川事務所菱刈出張所から南へ約 200m に位置しており、東側は山林、西側と南側と北側は宅地となっており周囲に与える影響</p>

はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る2月22日、申請人の代理人であるW行政書士の立会いのもと、6番農業委員、10番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、霧島市国分中央に所在のある株式会社Kで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口里にお住いのHMさんで年齢は80歳です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第3種農地で第一種中高層住居専用地域となっており、転用目的は建売住宅であります。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2601番1で、地目は田、地積は1,015m²です。

所在地は、伊佐市湧水警察署から北へ約300mに位置しており、南側は宅地、東側は道路を挟んで雑種地、北側は宅地、西側も宅地と雑種地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。

		たします。以上で報告を終わります。
議長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議長		賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数3件について、3件が処分決定いたしました。
		————— 議案第6号 —————
議長		議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。
5番農業委員		議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る2月22日に、申請人の代理人であるK土地家屋調査士の立会いのもと、11番推進委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告します。 申請人は、伊佐市菱刈川北番地にお住いのHJさんです。 申請地は、伊佐市菱刈川北字上原2484番3で、地目は畠、地積は39m ² です。 申請地の所在地は、湯ノ尾小学校から北東へ約100mに位置しており周囲の状況は、東側は宅地、西側は山林、南側は畠、北側は道路であります。 非農地になった時期及び理由としては、平成14年頃に申請地の南側の畠を農地法第5条申請において宅地の転用申請をしましたが道路との接道が無い土地のため進入路として現在に至っているとのことです。現況は進入路としてコンクリート舗装がしてありました。宅地として許可を得た土地については、申請人承継により事業計画変更申請を行うとのことでした。 調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひ

		いたしまして私の報告を終わります。
議長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議長		賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番農業委員		<p>議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号2番について、去る2月22日に、代理人であるT行政書士の立会いのもと、6番推進委員、10番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告します。</p> <p>申請人は、伊佐市大口大田にお住いのNKさんです。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番205で、地目は田、地積は504m²です。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐湧水警察署から北西へ約1kmに位置しており周囲の状況は、北側は田、東側も田、西側は宅地、南側も宅地であります。</p> <p>非農地になった時期及び理由としては、平成10年頃に申請地の隣接地の住宅建築に伴い耕作をする事がなくなり雑種地となり現在に至っていることです。</p> <p>調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたしまして私の報告を終わります。</p>
議長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	賛成多数。よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。議案第6号「非農地証明願」については、2件申請のうち2件の非農地証明が決定いたしました。
議長	その他、事務局お願いします。
事務局	総会資料の最終ページをご覧ください。2月の月例報告をいたします。5日（月）2月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。22日（木）現地調査を一斉に行いました。本日28日（水）が第11回農業委員会総会です。3月の行事予定ですが、5日（火）3月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、22日（金）が現地調査予定。28日（木）が第12回農業委員会総会です。月例報告は以上です。
議長	その他、皆様から何かございませんか。
議長	（「なし」という声、あり。）
事務局長	以上で、令和5年度 第11回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。
【終了時間 午前9時54分】	

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会長 会長

伊佐市農業委員 1番

伊佐市農業委員 12番